# かすみがうら市ゴルフ誘客プロモーション用パンフレット作成業務委託仕様書

## 1 目　的

かすみがうら市はゴルフ場が多く市外からの利用客で賑わっておりますが、国内のみならず、茨城県内で宿泊した訪日外国人のうち韓国、台湾、香港からの訪日客が増加傾向となっており、そのうち、ゴルフ場利用客が多くを占めている状況にあります。そこで、市内近郊のゴルフ場と宿泊施設を結ぶ観光パンフレットを制作し、ゴルフ需要に応えるものです。

## 2 委託業務

（1）　事 業 名

かすみがうら市ゴルフ誘客プロモーション用パンフレット作成業務委託

（2）　規　　格

① 体裁：A4 版　両面　フルカラー

② 印刷：高精細印刷

（3）　言　　語　　日本語、韓国語、中国語（繁体字）、英語

（4）　制作部数　　韓国語、中国語（繁体字）、英語を各言語別　3,000 部

合計 9,000 部

（5）　内　容

① 観光パンフレットの企画、構成、取材及び撮影、制作、翻訳、印刷、納品まで。

② パンフレットは2案以上作成し、その詳細を担当課と打合せのうえ決定すること。

③ 関係施設、団体への取材・撮影協力や掲載内容に係る校正については、受託者が行うものとする。

④ パンフレットには、【表面】ゴルフ場（5ヵ所）及び【裏面】市内宿泊施設（2ヵ所）、並びに茨城空港、成田空港、羽田空港からのアクセスに関する情報を掲載すること。

⑤ 各施設の概要や特色を簡潔に紹介したページを作成すること。

⑥ 校正は 3 回以上行うこと。（委託者より 3 回までに校了の連絡があった場合はこの限りではない。）

⑦ パンフレット及び最終成果データを保存した電子記録媒体（CS4 版 ai データ及び PDF データ）を指定場所へ納品すること。

・指定場所：かすみがうら市商工観光課

⑧ この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議の上決定するものとし、受託者は事業を円滑に進めるために必要な支援を行うこと

## 4 委託期間

契約締結の日から令和7年10月31日まで

## 5 留意事項

① 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用したり、漏らしたりしてはならない。

② 受託者は、業務を円滑に進めるため、本仕様に定めのない事項についても、協議の上必要な支援を行うこと。

③ 受託者は、業務全般に関して適宜担当課と必要な打ち合わせを行うこと。

④ 本事業に基づく成果としての著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、対価（本件委託料）の完済により移転するものとする。また、本著作物が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利も侵害しないものであることについて、受託者が保証するものとする。さらに、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者はその責任と負担のもと、これに対処、解決するものとする。ただし、市の指示によることに起因する場合はこの限りでない。